

令和7年度第3回公契約審議会 議事概要

開催概要

日 時：令和7年12月25日(木) 午前10時から

場 所：台東区役所 10階 1003会議室

出席者：【委員】学識経験者 ①(早稲田大学法学学術院准教授) ※会長

学識経験者 ②(東京都社会保険労務士会) ※職務代理者

労働者団体代表③(全建総連東京都連台東地区協議会東京土建一般労働組合台東支部)

労働者団体代表④(連合東京東部ブロック地域協議会台東地区協議会)

事業者団体代表⑤(台東建設防災協力会)

事業者団体代表⑥(台東土木防災協力会)

【事務局】総務部長、経理課長、経理課職員3名

会議の公開：公開(傍聴可)

傍聴者：3名

次 第：1 開会

2 議題

・答申案について

3 その他 事務局からの連絡事項

4 閉会

議事内容

1. 開会・挨拶

総務部長より開会挨拶。本審議会は今年度3回目の開催となり、第1回・第2回で審議された内容について、本日正式に答申という形でご決定いただきたい旨が述べられた。いただいた答申については、府内の政策決定の場で審議した上で決定することが示された。また、年明けには経理課により令和8年度契約の発注が開始され、新たな労働報酬下限額が適用される契約締結作業が進められることが説明された。

2. 答申案について

事務局より、答申案の説明が行われた。

(1) 工事・製造請負契約に係る労働報酬下限額

①熟練労働者及び1人親方については、令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価に90%を乗じた額を1時間当たりの単価に換算した額とすることが妥当である。

②今回ご了承をいただきたいものとして、国土交通省が実施する調査において、必要な標本数が集まらず、東京都の単価が示されない職種が例年生じることについて、以下の対応を講じることが提案された。

- ・以前設定した職種については、その際に準用した職種を適用することが望ましい。
- ・新たに単価設定を要する職種については、現場に精通している事業者団体の委員の意見を参考にするなどして、類似する職種の単価を適用することが望ましい。

③未熟練工については、軽作業員の75%とすることが妥当である。

(2) 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額

台東区会計年度任用職員の報酬額(時間単価相当)に東京都の最低賃金額及びその他の事情を勘案し、1時間当たり1501円とすることが妥当である。

(3) 各委員からの意見

審議会における議論を通じて、以下の4点の意見を取りまとめた。

- ①官公需における価格転嫁対策の強化
- ②業種別労働報酬下限額の設定の検討
- ③事業者及び労働者の実態把握
- ④広報・周知活動の継続と改善

3. 会長・委員からの詳細な意見

- ・労働者団体代表③より、未熟練工の75%という設定について他区と比べて高い水準が設定されたことは良いことだが、12月に改正された建設業法において著しく低い賃金に関する罰則規定が設けられたことが指摘された。今後、この75%が「著しく低い」に該当するかどうかについて、注視する必要があることが述べられた。
- ・会長より、働き方改革3法、特に建設業に関する改正に対応するため、国交省やワーキンググループで労務費の指針についても審議されていることが述べられ、官公需における価格転嫁対策は厳しくなっていく状況であると予想された。それを踏まえ事務局に対し、制度論と地方自治体への影響について注視するよう要望された。

4. 答申の決定と提出

委員から異議がないことから、答申について決定する旨が会長より述べられ、答申書が総務部長に手渡された。

5. その他・連絡事項

会長より、次年度に向けて、社会情勢、他区の取り組み状況、賃上げに向けた政府の取り組みなど、当委員会を取り巻く環境が大きく変わってきたことが述べられた。今回の意見にとらわれることなく、次年度の状況に合わせて柔軟に対応することが方針として示された。

6. 閉会

会長より、審議会委員への感謝と、試行錯誤する中で非常に有意義なご助言と実態についてのご説明をいただいたことについて、心からの感謝が述べられた。限られた時間の中で、積極的かつ建設的なご議論をいただき、答申に至ることができたことについて、改めて感謝が申し述べられた。